

氏名

(会社名

)

2011/9/20 版

## 原子力災害被災者・記録ノート（事業者版）

このノートは、事業者の方が、事業に関して受けた損害を記録していきやすいように作られています。事業者の方は、別にお配りしている個人用の「原子力災害被災者・記録ノート」と並行して、この事業者版のノートにも記録をつけていきましょう。分からないこと、困ったことがあったら、次の各相談窓口へ

埼玉弁護士会 無料電話相談	平日午後 1時から午後 4時 <b>0120-854-233(フリーダイヤル)</b>
その他の無料電話相談 (埼玉弁護士会フリーダイヤルが繋がりにくい場合にご利用ください)	日本弁護士連合会 0120-366-556(フリーダイヤル) 平日10:00～15:00 福島県弁護士会 024-534-1211(福島) 平日14:00～16:00 024-925-6511(郡山) 平日14:00～16:00 0242-27-2522(若松) 平日14:00～16:00 0246-25-0455(いわき) 平日14:00～16:00
埼玉弁護士会各支部 法律相談センター (常設の法律相談予約受付)	埼玉弁護士会 048-710-5666(浦和) 平日10:00～16:00 048-962-1188(越谷) 平日 9:30～16:30 049-225-4279(川越) 平日 9:30～16:30 048-521-0844(熊谷) 平日 10:00～17:00
原発被害救済弁護士団 (埼玉) 埼玉弁護士会所属 弁護士による有志弁護士団	相談受付 平日午前 9時から午後 6時 <b>048-642-3883</b> 相談内容・お住まいの地域等を考慮の上、弁護士団所属の弁護士をご紹介します(相談料無料)。まずはお電話下さい。

### このノートの使い方

電話番号表	相談先など、役立つ連絡先を、随時書いていきましょう。
会社・個人事業主の概要	事業の概要について記入しましょう。
事故発生前後の状況	参考記入例をもとに記入しましょう。
損害の概要	まずどのような損害がありそうか、概要を考えてみましょう。
損害項目別の記録表	損害を項目別に分けて記入します(営業損害、検査費用、財物損害)。手続きに備え、記入例を参考に記入し、証拠もとっておきましょう。
日々の記録表	どのようなできごとがあったか、日付毎に記入しましょう。仮払金を受領した日や受領した額なども書いておきましょう。

それぞれ、用紙が不足したら、別の紙に書いて足していくなど、工夫して記録を残していきましょう。

記入に際してわからないことがありましたら、上記埼玉弁護士会無料電話相談等を利用してご確認ください。

名称	電話番号	分野・内容
<b>総合相談</b>		
埼玉弁護士会 災害無料電話法律相談	0120-854-233	平日午後1:00～午後4:00 ローン、原発補償問題、土地・建物、給料、会社、事業、農林水産業はじめなんでも。 携帯・PHS・公衆電話からもつながります。フリーダイヤル。
埼玉弁護士会 法律相談窓口	048-710-5666(浦和)	平日午前10:00～午後4:00
	048-962-1188(越谷)	平日午前9:30～午後4:30
	049-225-4279(川越)	平日午前9:30～午後4:30
	048-521-0844(熊谷)	平日午前10:00～午後5:00
埼玉弁護士会	048-863-5255	その他のお問い合わせ 平日午前10:00～午後4:00
原発被害救済弁護団(埼玉)	048-642-3883	埼玉弁護士会所属弁護士による有志弁護団の相談窓口。原発被害について損害賠償請求をお考えの方、どうしてもよいかお悩みの方など、まずはお電話を。相談内容、お住まいの地域等を考慮の上、弁護団所属の弁護士を紹介。ご相談だけでも結構です(相談料無料)。
埼玉県避難者総合相談センター	048-830-2867(一般)	県内避難所の情報提供・住宅相談・就学相談・就業相談・福祉相談。平日午前8:30～12:00、午後1:00～5:00
	048-830-2866(弁護士相談)	弁護士による相談。 月、水、金の午後1:00～4:00(祝日除く)
ひまわりホットダイヤル	0570-001-240	中小企業のための法律相談。平日午前10:00～12:00、午後1:00～4:00
法テラス埼玉地方事務所	050-3383-5375	平日午前9:00～12:00 午後1:00～4:00
震災に関する悪質商法110番	0120-214-888	国民生活センター 午前10:00～午後4:00
<b>医療・介護</b>		
埼玉県国保医療課 国保事業担当	048-830-3357	被災者の保険医療取扱について。平日午前8:30～午後5:15。7/15～9/15は午前8:00～午後4:45
埼玉県福祉部高齢介護課	048-830-3264	高齢者の介護サービスに関する情報、最寄り地域包括支援センターの問い合わせ。平日午前8:30～5:15。7/15～9/15は午前8:00～午後4:45
埼玉県保険医療部医療整備課	048-830-3535	がんを患っている被災者のための緩和ケア受け入れ先の問い合わせ。平日午前8:30～5:15。7/15～9/15は午前8:00～午後4:45
放射線健康相談(日本原子力研究開発機構)	0120-755-199	午前9:00～午後6:00(土日祝日含む)
被ばく医療健康相談ホットライン (放射線医学総合研究所)	043-290-4003	除染方法も。午前9:00～午後5:00(土日祝日含む)
<b>こころの相談</b>		
埼玉いのちの電話	048-645-4343	つらいとき、不安や孤独を感じる時。24時間365日
埼玉いのちの電話 子どもライン	048-640-6400(18歳以下)	金・土午後3:00～午後9:30
こころのケアホットライン	0120-150-091	震災後「夜眠れない」「何も手に付かない」「将来のことを考えると不安」などの症状。午前8:30～午後5:00
<b>住宅</b>		
被災者向け公営住宅等情報センター	0120-297-722	被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供 平日 午前9:00～午後6:00
住宅金融支援機構	0120-086-353	地震により自宅が被害を受けた方への被災住宅復旧資金の融資。被災者専用ダイヤル。

住まいるダイヤル(国土交通省)	0120-330-712	住宅の補修、再建相談。日・祝除く午前10:00～午後5:00
<b>融資</b>		
埼玉県産業労働部金融課	048-830-3801	事業者向け各種災害復旧資金融資制度の情報。平日午前8:30～5:15。7/15～9/15は午前8:00～午後4:45
埼玉県産業労働部勤労者福祉課	048-830-4518	勤労者向け応急資金融資制度の情報。平日午前8:30～5:15。7/15～9/15は午前8:00～午後4:45
日本政策金融公庫	0120-154-505	被災された農林漁業関係者や、被害を受けた中小企業者の方々への融資及び返済についての相談。平日午前9:00～午後7:00
中小企業電話相談ナビダイヤル	0570-064-350	経済産業局中小企業課。午前9:00～午後5:30
東北財務局	022-721-7078	被災者の金融相談。平日午前9:00～午後5:45
福島県商工会連合会	024-525-3411	被災事業者の特別相談の総合連絡窓口
福島県農林水産業相談窓口	024-521-7319	営農、資金、流通などの相談 午前8:30～午後9:00
<b>金融機関</b>		
東邦銀行	①0120-104-157 ②0120-148-656	①臨時休業店舗のお客様ご相談窓口 ②被災されたお客様のご相談 (①②とも平日午前9:00～午後5:00)
福島銀行	①0120-294-091 ②024-525-2663	①預金、振込に関する相談(平日午前9:00～午後5:00。 ※休日は0120-252-940へ午前9:00～午後3:00) ②ATMの稼働状況に関する問い合わせ(平日休日午前6:50～午後11:00)
大東銀行	①024-925-1111 ②0120-601-766	①平日午前9:00～午後5:00 ②土日祝午前9:00～午後3:00
ひまわり信用金庫	0120-337-229	午前10:00～午後7:00(日曜は午後5:00まで)
あぶくま信用金庫	0224-23-5132	本部お客様サポート部。平日午前9:00～午後3:00
<b>税金</b>		
相馬税務署	0244-36-3111	税務・税金の還付。平日午前8:30～午後5:00
<b>登記・戸籍</b>		
福島地方法務局	024-534-1111	被災者の不動産などの登記や戸籍の相談。午前8:30～午後5:15
<b>雇用関係</b>		
埼玉労働局労働基準部監督課被災者緊急相談窓口	048-600-6204	労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談に対応しています。平日8:30～午後5:15
雇用関係(福島労働局被災者ホットライン)	0120-536-088	雇用、賃金等に関する相談。午前9:00～午後4:00
埼玉労働弁護士団 労働相談ホットライン	048-837-4821	弁護士による労働問題に関する無料相談。火土午後1:00～4:00
<b>保険・クレジットカード</b>		
損害保険(日本損害保険協会)	0120-107-808	損害保険全般。平日午前9:00～午後6:00、土日祝日午前9:00～午後5:00
生命保険(生命保険協会)	0120-001-731	生命保険全般。どの会社の生命保険に加入していたかわからない場合。平日午前9:00～午後5:00
クレジットカード(日本クレジットカード協会)	03-6738-6626	ご自身のカード会社の窓口を聞きましょう。平日午前10:00～12:00、午後1:00～4:00
<b>原発関連</b>		

福島県放射線専用相談窓口	024-521-8127	福島県の放射線に関する相談窓口 平日午前8:30～午後9:00
福島県原子力損害賠償等相談窓口	024-523-1501	原子力損害賠償制度の概要等 月～土午前8:30～午後9:00
東京電力(補償相談室)	0120-926-404	月～土 午前9:00～午後9:00
<b>女性・子どもに関する相談</b>		
埼玉男女共同参画推進センター with you さいたま相談	048-600-3800	月～土(日・祝・第3木除く) 午前10:00～午後9:00(受付は20:30迄)。女性弁護士、医師等による無料相談も。
婦人相談センターDV相談室	048-863-6060	女性のDV相談窓口。月～土午前9:30～午後8:30、日・祝午前9:30～午後5:00
女性の人権ホットライン(さいたま地方法務局人権擁護課)	0570-070-810	平日午前8:30～午後5:15
子どもの人権110番	0120-007-110	平日午前8:30～午後5:15
よい子の電話教育相談(子ども用)	0120-86-3192	いじめ、不登校などの相談(子ども※原則として18歳まで。専用)。携帯電話からも無料。毎日24時間(年中無休)
よい子の電話教育相談(保護者用)	048-556-0874	いじめ、不登校などの相談(保護者専用)。毎日24時間(年中無休)

## 福島県原子力災害被災者・記録ノート（事業者版）について

### 目的

このノートは、既に配布されている「福島県原子力災害被災者・記録ノート」の事業者版として、会社や個人事業主などの事業者の方が今回の福島原発事故による損害の賠償を請求するのに必要なことを書き留めておくものとして作成されました。

### 損害賠償の考え方について

今回の原発事故によって受けた損害の賠償をする場合、大多数の方が「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）という法律を根拠とすることになります。

ところが、この原賠法によって賠償の請求ができる損害については、次のような条件を満たすことが必要だとされています。

- (1) 損害が、福島原発の原子炉等の破損等による放射性物質の放出という事故によって生じたもの（原賠法では「原子力損害」といっています）でなければなりません（以下、本書では、この事故を「本件原発事故」といいます）。従って、放射性物質の放出によるものでない損害、例えば、発電能力が失われ、計画停電が行われたことが原因の場合は、原賠法による損害賠償の対象にはなりません（但し、民法などに基づいて請求することは考えられます）。
- (2) 損害が、本件原発事故と相当因果関係がある、つまり、大まかに言うと、「一般社会常識から見て、本件原発事故から生じたと考えられるもの」でなければなりません。ただし、それだけではあまりに漠然としていてわかりにくいので、平成23年8月5日、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会により「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」といいます）が取りまとめられました。ただし、皆さんが受けた損害について賠償請求ができるかどうかは、それぞれの事情によって異なりますので、注意が必要です。

### 損害の種類について

今回の原発事故によって、事業者の皆さんが賠償請求をすることとなると思われる損害は、中間指針によると、大きく次のとおり分類できます。

#### 1 営業損害

原発事故によって、皆さんが事業によって得るはずの収益が悪化した、というものです。さらに、次の面から考えることができます。

##### (1) 減収分（収入の減少）

これは、通常であれば（原発事故がなければ）あったはずの収入（売上等）が、本件原発事故のために減少した、というものです。これには、避難区域等の指定や出荷制限等が解除された後に生じた減収分も含まれます。

## (2) 追加的費用（余分な費用・経費の負担）

これは、通常であれば負担する必要がない費用（経費）を、本件原発事故があったために負担せざるを得なかった、というものです。これには、避難区域等の指定や出荷制限等が解除された後であっても、事業再開のために負担せざるを得なかった余分な費用も含まれます。

この(1)と(2)の合計が、営業損害ということになります。

## 2 検査費用（物）

本件原発事故以後、事業者の皆さんは、様々な場面で検査をせざるを得ない状況になっています。そこで、中間指針では、商品等に関する検査について、避難区域等にあった商品等に関するもの、政府、地方公共団体等の指示に基づいて行われたもの、風評被害により取引先の要求等により実施せざるを得なかったもの等については、その検査費用（付随費用を含む）は損害として認められる、としています。

## 3 財物損害

今回の原発事故による損害としては、前記の営業損害や検査費用に加え、皆さんが持っている財産（不動産、自動車、商品など）の価値（値段など）が減少する、ということも考えられます（以下「財物損害」と言います。）。

以上のとおり、中間指針では、事業者の皆さんが損害賠償として請求できるものとして、「1 営業損害」、「2 検査費用」、「3 財物損害」を挙げています。

しかしながら、中間指針に書かれていないものは賠償請求ができない、というわけではなく、本件原発事故と「相当因果関係」がある損害であれば賠償の請求ができるのです。

本書では、中間指針に沿って、賠償請求ができると思われる損害を記録していただくようになっています。しかしながら、それだけでなく、皆さんが「この損害は賠償請求できるのではないか」と考えられるものについても記録しておいていただき、弁護士などの法律実務の専門家にご相談いただければ幸いです。

## 会社・個人事業主の概要

ふりがな	
商号（会社名）	
本店所在地	
代表者の氏名 生年月日	
創業年	
設立年月日	
業種	
資本金	
役員	
従業員数	
事業所（所在地）	
年商（年間売上）	
避難先	
現在の連絡先	

## 事故発生前後の状況

### 1 事業所，農地，山林，漁場等の状況

種別・所在地・権利関係	業務内容	政府等による指示，現状等
(例)本店・双葉町 所有	・自社 事務所，店舗，倉庫	避難区域，避難のため使用できない

### 2 従業員数など

事故前の人数など	事故後の人数，避難状況など

### 3 生産品等に対する出荷制限等の状況

品目	出荷制限の内容等
(例)	を原料とする加工品のため， 月 日に出荷停止指示。

#### 4 主な資産（土地，建物，自動車など）の状況

種別・所在地	用途	事故後の状況
(例)トラック・双葉町	運搬用	避難区域の本社に置いたまま

#### 5 主な取引先や顧客の状況

名称・場所	取扱商品，取引規模等	事故後の状況，取引規模等
(例) 製作所(株)・大熊町	ネジ等を年間約300万円分購入。	避難区域にあるため操業停止，供給なし。

#### 6 その他，関係事項

年月日	内容
(例)平成22年10月	商品の受注が増加したため， 町に工場を購入し，今年2月から2割増産を開始した。

## 損害の概要

<b>1 営業損害</b> 避難区域等，出荷制限等，風評被害，間接被害等により，収益が悪化	
(1) 減収分（収入の減少）	
資料 の例	事故前の確定申告書，決算書 事故前の預金通帳，注文書，納品書，請求書，領収書等 事故前，事故後に，取引先から受信した F A X ，メール，日誌等
(2) 追加的費用（余分な費用・経費の負担）	
資料 の例	廃棄費用の請求書，領収証 移転のための運送料（ガソリン代，駐車場代等を含む）の請求書，領収書，仮設店舗の賃貸借契約書，礼金・家賃の領収書 店舗内装費用等の請求書，領収書等 倉庫料等の請求書，領収書等 事業再開のための機械，什器備品等の運送費用の請求書，領収書 事業再開のための機械等のメンテナンス費用，事務所の清掃費用の請求書，領収書
<b>2 検査費用（物）</b> 避難区域等の指定，出荷制限等，風評被害等のため，商品等に行なった検査費	
資料 の例	検査料の請求書，領収書 取引先等からの検査要求 F A X ，メール等
<b>3 財物損害</b> 避難区域等の指定等のため，不動産，機械等の財産の価値が減少，又はこれを防止するために追加的費用を負担	
資料 の例	機械等の領収書，説明書 事故前のメンテナンス料等の領収書等 固定資産税等の納税通知書 自動車等の除染費用等の請求書，領収書

## 1 営業損害 (1)減収分

「減収分」とは、通常であればあったはずの収入（売上等）が、原発事故のために得られなくなった、というものです。

原発事故のため、というのは、事業所等が避難区域にある（避難区域等）、生産品等が出荷制限を受けた（出荷制限等）、風評被害、間接被害、等という形で現れます。これには、避難区域等の指定や出荷制限等が解除された後に生じた減収分も含まれます。

（例）

事業所が避難区域内にあるので、使用できなくなった（避難区域等）。

栽培していた（農産物）が出荷停止となった（出荷制限等）。

出荷停止になっていない地区で生産されたを原材料とする商品を通信販売しているが、原材料が福島県内で生産された、というだけで売れなくなってしまった（風評被害）。

避難区域等の指定区域から遠く離れているのに、客が来なくなった（風評被害）。

避難区域内の販売先が避難したため、注文が減少した（間接被害）。

避難区域内の原材料の調達先が避難したため、商品を生産できない（間接被害）。

（記載例）

項目・年月日	被害額	内容	証拠資料
/x ~ /x	120万円	事故直後、得意先の から注文のキャンセルがあった。事故がなければ4か月で240万円の売上が予想されたが、材料費、光熱費などの変動費の比率が50%であるため、その予測金額120万円を引いた金額。	事故前の確定申告書、決算書、伝票、帳簿、日誌等



## 1 営業損害 (2)追加的費用

「追加的費用」とは、通常ならば負担する必要がないのに、本件原発事故があったため、事業に支障が生じ、あるいは、生じるのを防ぐために、負担せざるを得なかった費用で、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等が考えられます。

これも、避難区域等、出荷制限等、風評被害、間接被害、等、様々な形で生じます。また、避難区域等の指定や出荷制限等が解除された後に事業の再開のために負担した余分な費用も含まれます。

(例)

避難区域にある本店を仮店舗等に移転するため、椅子、机、パソコン、機械等の運搬費用(ガソリン代、駐車場代等を含む)を支出した(避難区域等)。

仮店舗等を賃借するために礼金、仲介手数料、家賃等を支出した(避難区域等)。

避難区域にある自社工場で商品を製造できなくなったため外注し、余分な経費がかかった(避難区域等)。

避難区域の倉庫の商品や備品等を廃棄する費用を支出した(避難区域等)。

通常の仕入先の原材料の農産物等が出荷停止になったため他から調達し、余分な費用を支出した(間接被害)。

避難区域の指定が解除されたため、仮店舗から元の店舗等に戻るため、椅子、机、パソコン、機械等の運搬費用(運送業者への料金、ガソリン代、駐車場代等)(避難区域等)。

出荷制限を受けていた商品の販売を再開する旨を顧客に通知するために費用(出荷制限等)

(記載例)

項目・年月日	被害額	内容	証拠資料
/	15万円	栽培していた野菜が出荷停止になったため、その廃棄費用として15万円を支出した。	領収証
/ ~ /	60万円	避難区域内の自社所有店舗で営業ができなくなったため、市に仮店舗を賃借して開設した。その際、礼金として15万円、5月から7月までの家賃合計45万円を支出した。	賃貸借契約書、 領収証



## 2 検査費用

「検査費用」とは、通常であればする必要のない検査を、原発事故があったために実施しなければならなくなり、そのための負担した費用です。

これについても、避難区域等にあった商品等に関するもの（避難区域等）、政府、地方公共団体等の指示に基づいて行われたもの（出荷制限等）、風評被害により取引先の要求等により実施せざるを得なかったもの（風評被害）が考えられます。

（例）

避難区域内の倉庫に保管していた食品の原料を仮倉庫に移動した際、検査を行った（避難区域等）。

政府の指示に基づいて、保管していた農産品の検査を行った（出荷制限等）。

放射線とは無縁の商品であるにもかかわらず、取引先の要望により、出荷する商品について放射線の検査を実施した（風評被害）。

（記載例）

項目・年月日	被害額	内容	証拠資料
/	30万円	避難区域内にあった倉庫の食料品を仮店舗に移動した際、放射性物質の検査を行った。	請求書，領収書



### 3 財物損害

原発事故による損害としては、持っている事業用財産（不動産、自動車など）の価値（値段など）の減少、あるいは、その減少を防ぐための費用の負担、といったものが、様々な場面で生じます（ただし、営業損害で原価として評価している場合には、損害として計算しないこともあります。）。

中間指針では、避難区域等にあるために、管理ができなくなった、放射性物質に曝露したために価値が下がった、除染費用、廃棄費用を負担した、という場面（避難区域等）を挙げています。

しかしながら、風評被害や間接被害によっても財産価値が下がることも考えられますので、そのようなことがあれば、記録しておくのが望ましいでしょう。

（例）

避難区域内の工場に定期的にメンテナンスを必要とする機械が置いたままになっているが、メンテナンスが不可能となったため、壊れてしまった（避難地域等）。

避難区域内の工場にあった機械を仮工場に運ぶために運搬料を支出した（避難地域等）。

原発事故前に、避難区域内にあった会社に販売した商品の売掛金が、避難により倒産してしまっただけに回収できなくなった場合（間接被害）

（記載例）

項目・年月日	被害額	内容	証拠資料
/	150万円 （推定）	1か月に2回メンテナンスをする必要がある印刷機が壊れて動かなくなった。	事故前のメンテナンス報告書， 台帳



## 日々の記録表

### 記載例

年月日	出来事	対応状況	費用等
/ ×	避難指示	事務所で後片付けをしていたところ、避難指示が出たので、従業員とともに、身の回りのものだけを持って、取りあえず、町に避難。	
/		従業員5人のうち、3人から、県外に避難する、との連絡あり。	
× / × ×		町に仮設店舗を賃借した。礼金15万円、家賃月15万円。	30万円
/	A町産の農産物Yが出荷停止。	当社商品Xは原材料として福島県B市産のYを使っている。ところが、得意先Dから、福島県産のYを使っている商品を購入することはできない、と言われたため、他県のYを調達せざるを得なくなった。そのため、材料費等が2割ほど増大する見込み。	

## 日々の記録表

年月日	出来事	対応状況	費用等

年月日	出来事	対応状況	費用等